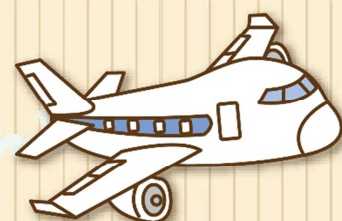


概要版

# 常滑市 高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

住み慣れた地域で 支え合いながら  
いきいきと暮らせる まちづくり



令和3年3月  
常滑市

# 1

## 計画の策定に当たって

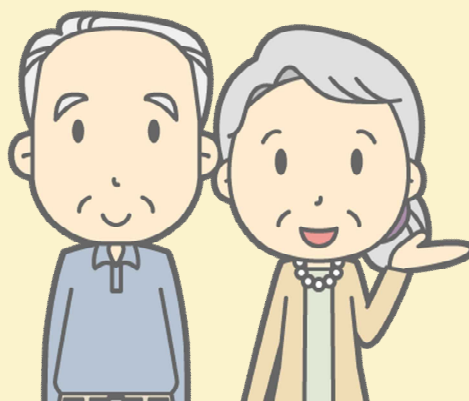
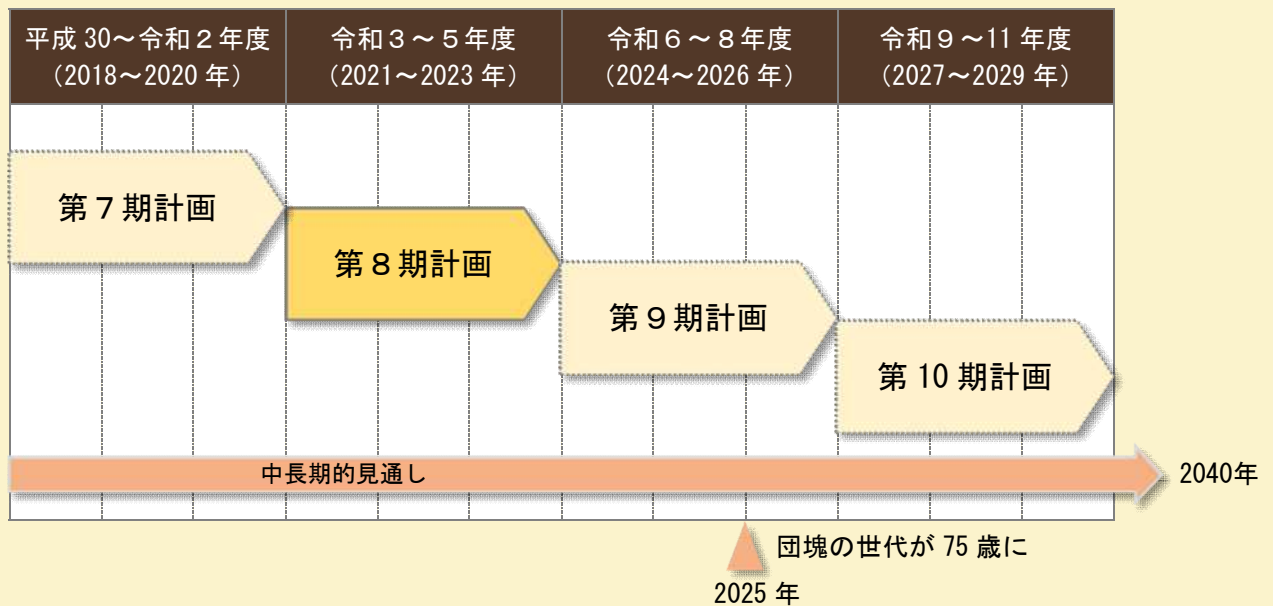
本市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「常滑市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。令和2年度には、常滑市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や愛知県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進を目指す「常滑市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画においては、SDGs（Sustainable Development Goals）の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という視点のもと施策の推進を図ります。

# 2

## 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

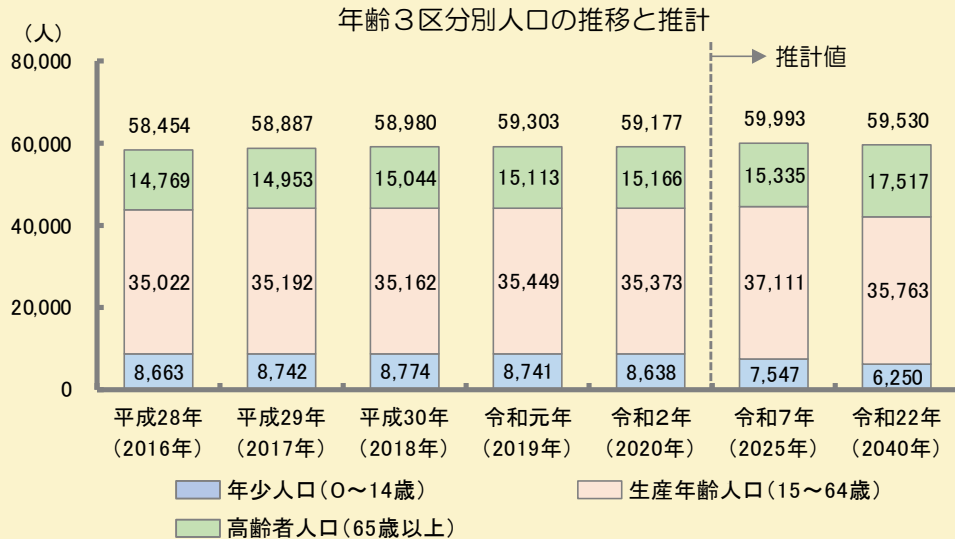


### 3

## 高齢者人口の推移と推計

本市の総人口は、令和2年9月末現在59,177人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）が平成28年から令和2年まではほぼ横ばい、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

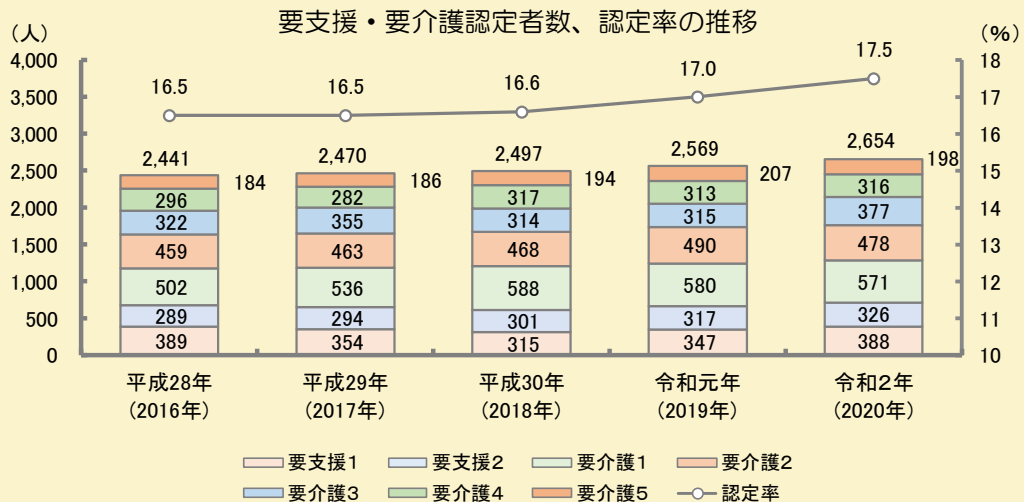


資料：平成28年～令和2年（住民基本台帳 各年9月末現在）  
令和7年～22年（推計値）

### 4

## 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成28年以降、要支援2から要介護5までの方が増加傾向にあり、認定率も年々増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## 5

### 計画の基本理念と重点目標

本市は、空港開港により総人口が増加し、若い世代の流入人口が増えていますが、一方で高齢者人口も増加しており、特に後期高齢者の人口が年々増加しています。

また、高齢化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していることから、自立した生活を支援していく体制の構築や、介護と医療サービスの一体的な提供の必要性がますます高まっています。

一方で、高齢者をこれまでのように「支えられる人」として考えるだけでなく、培ってきた知識や経験を活かした活動や、介護予防・生きがいづくりの活動を自ら行い、「地域を支える担い手」となり、地域に暮らす人たちが共に支えあい、地域の課題の解決に一体となって向かっていく「地域共生社会」を実現していくことが求められます。

こうした現状を踏まえ、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）、そしてその先団塊ジュニア世代が65歳以上となり労働人口が大幅な減少に向かう令和22年（2040年）を見据え、持続可能な高齢者福祉と介護保険制度を運営することと、高齢者がいつまでも生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるため、本計画でもこれまでの基本理念を継承し、以下のように掲げます。

〔 基本理念 〕

#### 住み慣れた地域で 支え合いながら いきいきと暮らせる まちづくり

〔 基本理念の達成を目指すための重点目標 〕

- I 健康で生きがいのある暮らしづくり
- II とこなめで安心して生活できる地域づくり
- III とこなめで笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり
- IV 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

# 6

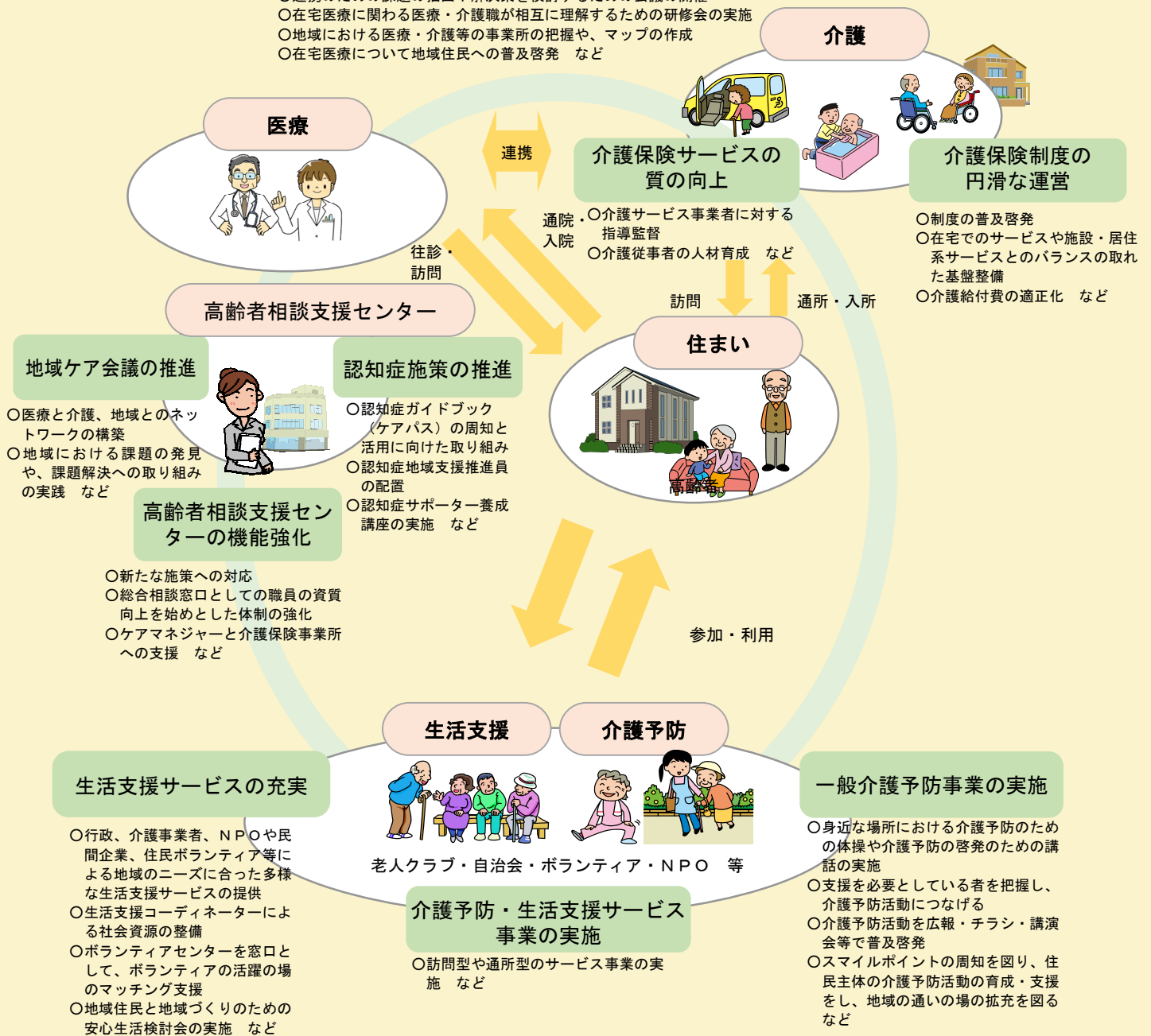
## 地域包括ケアシステムの深化と推進

本市では、第3期計画から「地域包括ケアシステム」の考え方を導入し、第7期計画においては、国の示す基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化と推進に取り組んできました。本計画では引き続き、地域の実情に応じて人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう支援していきます。

### 日常生活圏域

#### 在宅医療・介護連携の推進

- トコタンとことこ常滑ネットの活用
- 連携のための課題の抽出や解決策を検討するための会議の開催
- 在宅医療に関わる医療・介護職が相互に理解するための研修会の実施
- 地域における医療・介護等の事業所の把握や、マップの作成
- 在宅医療について地域住民への普及啓発 など



[ 基本方針 ] [ 基本理念 ]

[ 重点目標 ]

[ 施策の方向性 ]

## 地域包括ケアシステムの深化と推進

## 住み慣れた地域で 支え合いながら いきいきと暮らせる まちづくり

I 健康で生きがいのある暮らしづくり

(1) 健康を支える地域づくりの推進

(2) 一般介護予防事業の推進

(3) 生きがいづくりと社会参加の促進

II となめで安心して生活できる地域づくり

(1) 安心して暮らせる地域の基盤整備

(2) 医療と介護の連携の推進

(3) 地域ぐるみで支えるネットワークの強化

III となめで笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり

(1) 生活支援サービスの整備・充実

(2) 介護保険サービスの周知と質の向上

(3) 介護に取り組む家族等への支援

IV 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

(1) 認知症予防・理解の推進

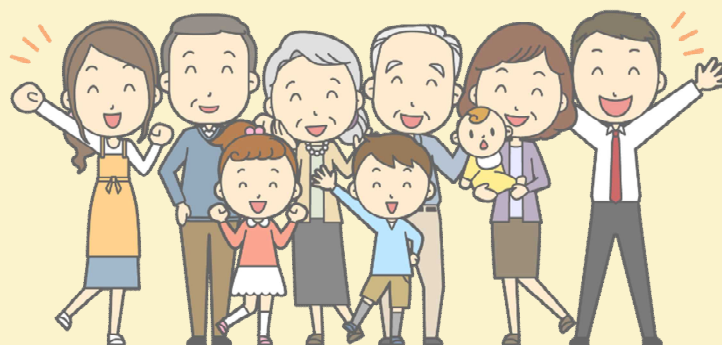
(2) みんなで支える認知症ケアの仕組みづくり

## 8

## 評価指標

本計画では、介護予防・重度化防止等及び介護給付の適正化の取組について、毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、翌年度及び第9期計画へ反映するため、令和2年度の実績（一部見込みを含む）を基に基準値を定め、次の指標を設定します。

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	備考
①介護予防事業に資する通いの場への参加状況 (QRコード読取り件数)	13,122人 (延べ人数)	13,500人 (延べ人数)	重点目標Ⅰ
②通いの場でのボランティア活動者数 (QRコード読取り件数)	2,806人 (延べ人数)	3,000人 (延べ人数)	重点目標Ⅰ
③スマイルポイント認知度 (健康とくらしの調査で「知らない」人の割合)	50.9%	40%	重点目標Ⅰ
④トコタンネット登録患者数	219人	600人	重点目標Ⅱ
⑤ケアプラン(介護予防ケアマネジメント)の点検実施件数	45件	100件	重点目標Ⅲ
⑥認知症サポーター養成講座受講者数	6,140人	6,800人	重点目標Ⅳ
⑦行方不明高齢者の搜索協力者である地域サポーター数	556人	660人	重点目標Ⅳ



## 重点目標Ⅰ 健康で生きがいのある暮らしづくり

高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持ちながら生活が送れるよう健康づくりや介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。また、地域の通いの場の拡充とともに、高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、地域で活躍できるボランティアの機会を提供し、仲間づくりや生きがいづくりを支援します。

## 施策の方向性

- (1) 健康を支える地域づくりの推進
- (2) 一般介護予防事業の推進
- (3) 生きがいづくりと社会参加の促進

## 特徴的な施策

- 関係機関が連携し、通いの場を活用した健康教育や健康相談を実施し、必要に応じてサービスや医療機関等につなげます。(新規)
- 「健康とくらしの調査」からフレイルや低栄養に関する課題が多い地域を選定し、支援の必要な人を把握して支援へとつなげます。(充実・拡大)

## 重点目標Ⅱ とこなめで安心して生活できる地域づくり

高齢者が、安心して地域で生活を送るために、高齢者相談支援センターや関係機関との連携を推進します。同時に、医療と介護の連携による一体的なサービスの提供、生活支援コーディネーターによる地域活動支援や安心生活検討会の開催、地域ケア会議等を活用して地域課題への対応に取り組みます。

## 施策の方向性

- (1) 安心して暮らせる地域の基盤整備
- (2) 医療と介護の連携の推進
- (3) 地域ぐるみで支えるネットワークの強化

## 特徴的な施策

- 高齢者相談支援センターを北・中部、南部の2か所から北部、中部、南部の圏域ごとの設置を目指します。(新規)
- 市民に人生会議の周知を図ることで、看取りの方々への対応を踏まえた地域における在宅医療介護の連携を強化していきます。(充実・拡大)
- 災害発生時に避難所での生活に特別な配慮を要する人の受入れについて、安全な避難場所の確保に努めます。具体的な避難方法等については、地域の実情に合わせて検討します。(充実・拡大)



## 重点目標Ⅲ とこなめで笑顔で暮らせるサービスの仕組みづくり

高齢者の増加を見据え、介護予防、要介護状態の軽減・悪化の防止等にも取り組むことにより、介護保険制度の持続可能性を確保し、介護サービスの円滑な提供を図ります。また、福祉人材の育成・支援や福祉介護の環境整備に向けた取り組みを推進するとともに、適切な介護サービスを利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。



施策の方向性

- (1) 生活支援サービスの整備・充実
- (2) 介護保険サービスの周知と質の向上
- (3) 介護に取り組む家族等への支援

特徴的な施策

- 令和3年度まで試行中の路線バス運賃助成事業の結果をふまえ、運転免許証を返納した方等の移動手段に役立つサービスを検討します。(充実・拡大)
- 家族などの介護に取り組むため、本業を離職する、いわゆる「介護離職」防止の観点から、職場環境の改善に関する普及啓発を行います。(新規)

## 重点目標Ⅳ 認知症の人と家族にやさしいまちづくり

今後も認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を推進します。

認知症の容態に応じ、適切な医療や介護等の支援を提供していくとともに、認知症サポーター養成講座等の開催により、地域で認知症の人と家族を支えていくまちづくりを推進します。

施策の方向性

- (1) 認知症予防・理解の推進
- (2) みんなで支える認知症ケアの仕組みづくり

特徴的な施策

- 認知症についての理解を深めるため、市民公開講座や地域でのサロンにおける講義、広報等で地域住民へ周知を図ります。(新規)
- 認知症の人が増加することに対応するために、事業者による共用型認知症対応型通所介護事業所の整備を促進します。(新規)

# 10

## 介護保険料の設定

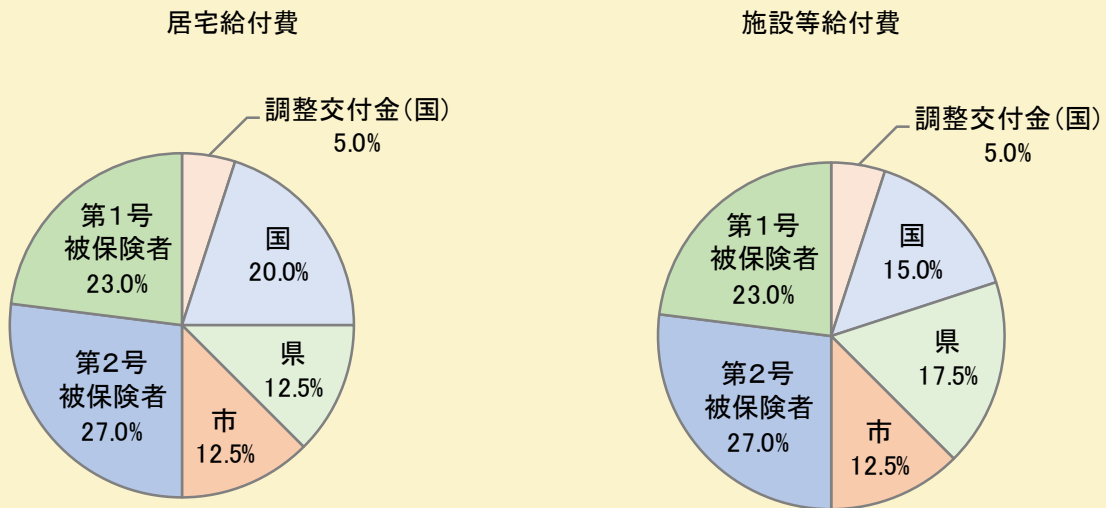
### (1) 介護保険の財源内訳

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

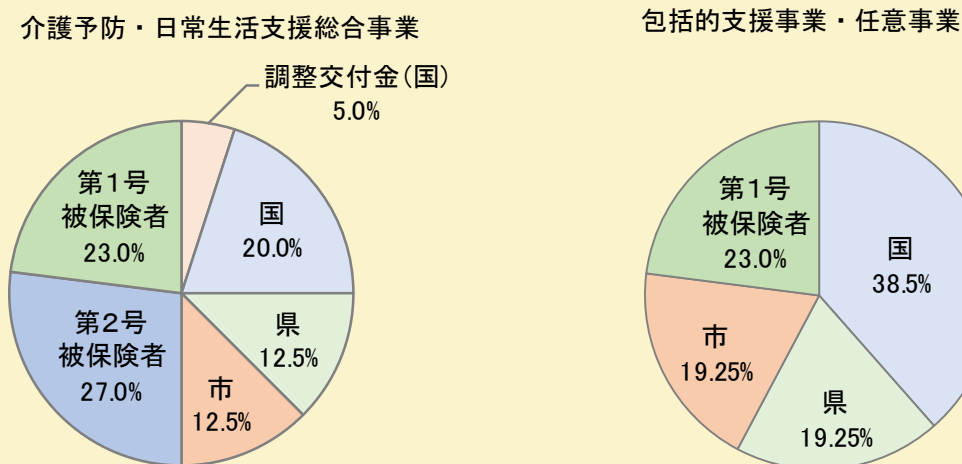
介護保険料で負担する50.0%は、第1号被保険者、第2号被保険者で担います。第1号被保険者の負担は、第8期においては23.0%を担うこととなります。

地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%、第1号被保険者の負担割合が23.0%となります。

#### 【介護保険の財源構成】



#### 【地域支援事業の財源構成】



## (2) 第1号被保険者保険料

令和3年度から令和5年度にかけての第1号被保険者の1か月当たりの保険料基準額は下表のようになります。

項目	計算式	金額
①標準給付費		14,232,380,865円
②介護予防・日常生活支援 総合事業費		338,253,107円
③包括的支援事業・任意事業費		314,635,000円
④第1号被保険者負担相当額	$(①+②+③) \times 23.0\%$	3,423,611,864円
⑤調整交付金相当額	$(①+②) \times 5.0\%$	728,531,699円
⑥調整交付金見込額	(今後見込み割合により変動)	650,284,000円
⑦財政安定化基金拠出金見込額		0円
⑧財政安定化基金償還金		0円
⑨保険者機能強化推進交付金等		48,000,000円
⑩準備基金取崩額		260,000,000円
⑪保険料収納必要額	$④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-⑩$	3,193,859,563円
⑫予定保険料収納率		99.50%
⑬所得段階別加入割合補正後 被保険者数	各所得段階別見込み人数 $\times$ 各所得段階別保険料率	47,847人
⑭保険料・年間	$⑪ \div ⑫ \div ⑬$	67,087円
⑮保険料・月額	$⑭ \div 12$	5,591円

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,600円とします。

なお、2025年度（計画期間：令和6年度から令和8年度まで）の第1号被保険者の1か月当たりの保険料基準額は6,600円程度になることが想定されます。

第1号被保険者保険料基準額（月額） 5,600円

保険料基準額を基に、12段階に細分化した所得段階別の介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

【所得段階別第1号被保険者介護保険料】

所得段階	対象者	負担割合	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.30	20,160円
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	市民税 非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.50 33,600円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.70 47,040円
第4段階	市民税 課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90 60,480円
第5段階 (基準段階)		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00 67,200円 (月額5,600円)
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20 80,640円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30 87,360円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50 100,800円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70 114,240円
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.80 120,960円
第11段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 ×1.90 127,680円
第12段階	合計所得金額が800万円以上の人	基準額 ×2.00 134,400円	

令和3年3月

発行：常滑市  
編集：福祉部高齢介護課  
〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地  
TEL: 0569-47-6133  
E-mail: kaigo@city.tokoname.lg.jp  
URL: <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

